

## エアパック類の引渡報告画面の変更について

従来、取外回収すべき運転席・助手席の機械式エアパックや実車にエアパックが装備されていないのに誤って車上作動処理で引渡報告し、修正作業等で現場の作業やリサイクル料金のお支払いが滞り、実務に多大な影響がありました。

そこで、昨年（2005年）末、エアパック類の引渡報告画面において、誤った引渡報告が行われる可能性がある場合には警告文が表示されるように変更しました。引渡報告を実施する時に警告文等が表示された場合は、表示の内容にしたがって実車の処理結果を再確認の上、正しい移動報告を実施してください。

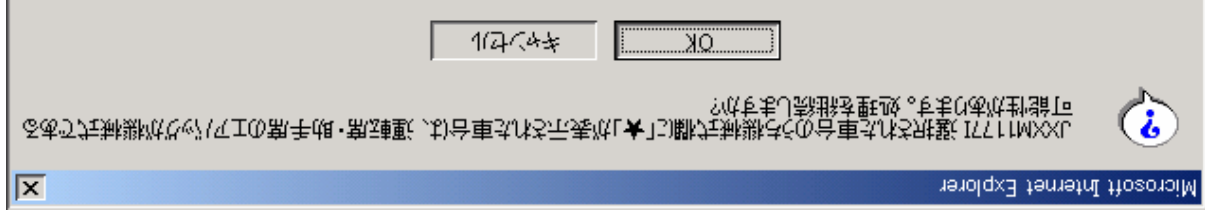
【変更内容】

### 「解体工程」メニュー選択番号「1.10 エアパック類処理方法の選択」

1. 運転席・助手席に機械式エアパックが装備されている可能性がある車台については、

「2. 処理対象車台の一覧」の「機械式」欄に『★』が表示されます。

3. 実車の装備や現場での処理結果を再確認し、内容が正しければ「OK」を、間違えて『▽』していた場合は「キャンセル」をクリックして内容を修正の上、処理を続けてください。



2. 「機械式」欄に『★』が表示されているにもかかわらず「作動」欄に『▽』をつけて「処理結果保存」ボタンをクリックすると、下図のような警告文が表示されます。



※ なお、上記いずれかの警告文が表示されたにもかかわらず、表示されている一覧に該当する車台がない場合は「処理対象車台の一覧」が複数ページにわたっている可能性があるため、一覧の上部にある「ページ」ボタンをクリックして確認してください。

※ 「1.13 引渡報告-エアパック類(車上作動処理)の引渡報告」を実施する時も同様の警告文が表示されますので、処理結果を再確認の上、誤りがないよう引渡報告を行ってください。

## 「引渡」

作業に取りかかる前に「1.10 エアパック類処理方法の選択」画面を印刷すると、どの車台に機械式エアパックが装備されているかを確認する参考情報として活用することができます。

